

令和7年度 気候風土適応住宅の独自基準策定の支援



気候風土適応住宅を継承していくうえで必要な、所管行政庁における気候風土適応住宅の独自基準策定を促進するため、建築関係団体が主導的に取組む活動や自治体等と連携して取組む活動に対して支援を実施します。

また、気候風土適応住宅の活用や所管行政庁における独自基準の策定に関するお問合せ等について、メール又は電話で受付をしています。

対象者

建築関係団体等

支援金

1自治体あたり 上限300万円

申請期間

令和7年4月30日～令和7年12月15日(予算達成次第終了)

申請方法

以下の専用ホームページをご確認ください。

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/sinsei.html>

気候風土適応住宅とは



建築物省エネ法の省エネ基準では伝統構法による住宅など、地域の気候及び風土に適応した住宅で、断熱性能の基準に適合することが困難な建築的要素(例:両面真壁の土塗壁等)を有する住宅です(令和元年国交省告示第786号)。

気候風土適応住宅の省エネ評価においては、外皮基準への適合除外が措置されており、一次エネルギー消費量基準への適合が求められます。

支援の概要

気候風土適応住宅の基準は、国土交通大臣が定める基準(告示第786号第1項第一号)のほか、所管行政庁が必要な要件を付加または定める(告示第786号第1項第二号、第2項)ことが可能ですが、多くの自治体において独自基準の策定が進んでおりません。

そこで、所管行政庁が各地域の気候及び風土の特性を踏まえ、将来への技術の継承が危惧される等の要件を独自の基準として策定することを期待し、独自基準の策定を促進することを目的として、建築関係団体が主導的に都道府県や市町村等に対して取り組む活動費用の支援を実施します。(令和6年度に支援を受けた建築関係団体も対象となります。)

【主な支援対象】 独自基準案の検討、独自基準に関する勉強会の開催や周知の費用
令和6年度までの「説明義務制度」からの更新作業等

また、独自基準の策定に関する問合せなどの相談窓口を設けています。

申請及び相談窓口

- 支援の申請窓口
- 独自基準の策定に関する相談窓口

令和7年7月改訂



一般社団法人 環境共生まちづくり協会 (kkj)

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/index.html>

問い合わせは、ホームページの「[お問い合わせフォーム](#)」よりお願いします。

電話 03-5579-8757 受付時間 10:30~16:30 平日(祝日、年末年始を除く)